

議案第 4 2 号

亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 8 年 6 月 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

提案理由

条例の制定について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、亀山市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、10人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、20人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び亀山市農業委員会の選挙区等に関する条例の廃止)

2 亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成17年亀山市条例第11号）及び亀山市農業委員会の選挙区等に関する条例（平成17年亀山市条例第12号）は、廃止する。

(経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項前段の場合においては、本則の規定は適用せず、第2項の規定による廃止前の亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正)

- 4 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成
17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 10,600円
-------------	------------